

豊中市介護人材対策部会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、豊中市が実施する介護人材確保対策事業について、公募により公正公平に候補者を選定する機関として、介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき豊中市介護人材対策部会（以下、「部会」という）を設置し、部会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 候補者の募集要領に関する事。
- (2) 候補者の選定に係る審査項目及び審査基準に関する事。
- (3) 候補者の審査及び選定に関する事。
- (4) 選定した候補者の候補取消し等に関する事。
- (5) 選定した候補者が実施する事業に関する事。
- (6) 審議結果の公開に関する事。
- (7) その他候補者の選定に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 規則第7条第2項及び第3項の規定する委員で構成する。

- 2 部会長は、部会に属する委員（以下、「部会員」という）のうちから副部会長を指名する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務につけない場合には部会長の職務を代理する。

(運営)

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会の議長は、部会長が務める。
- 3 部会は、部会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(書面開催)

第5条 部会は、次の場合は、会議の招集を行わず書面その他の方法により部会員の意見を求めることで前条の会議に代えることができる。

- (1) 災害の発生その他社会情勢により、部会員の招集が望ましくない場合
- (2) その他部会長がやむを得ないと認める場合

(会議の公開等)

第6条 部会の会議は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第23条ただし書及び同条第1号の規定に基づき、これを非公開とする。

- 2 部会は、審議の議事録を作成する。
- 3 部会における選定結果等については、候補者を確定した後に公表する。

(関係者の出席等)

第7条 規則第8条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席

を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 部会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)5月1日から施行する。